

医保本人・家族分の

障害者・ひとり親家庭・乳幼児医療費請求書の記入方法

請求書作成にあたっての注意

- ・3歳未満の患者の「入外」欄は「3」（入院）又は「4」（外来）に○をしてください。（誤って家族の「5」（入院）又は「6」（外来）に○をする例が多い。）
- ・各欄の記入に際し、上記と同じ場合でも「〃」等で省略せず、必要事項は全て記入してください。
- ・各欄の印字ズレ及び記入洩れがないように提出前に必ず確認をしてください。
- ・国保被保険者分は、記入しないでください。（公費負担医療との併用明細書で請求してください。）
- ・「受給者負担金額」欄は、法別番号⑩、⑫、⑬、⑭の公費に対し発生した受給者負担金額（1日500円月2日限度）を記入して下さい。

平成 **(A)** 年 月分 **(B)(C)** 医療費請求書 (医保本人・家族用)

大阪府国民健康保険団体連合会 殿 下記のとおり請求する。 (保険医療機関) 所在地 **(E)**

平成 **(D)** 年 月 日 名 称 **(F)**

開設者氏名 **(G)**

電 話 **(H)**

機 関 **(I)** 医 科 **(J)** No. **(K)**

公費負担者番号	受給者番号	受給者氏名	被保険者証 記号・番号	入外	診療年月	請求点数	公費分点数 (結核・精神通院等)	受給者 負担金額	備考	金額	区分
8:8	2:7			3	13/5/79						長
8:8	4:7			3	13/5/79						長
2:7				3	13/5/79						長 ⑩ 特別
2:7				3	13/5/79						長 ⑩
2:7				3	13/5/79						長 ⑩ 20,000 円
2:7				3	13/5/79						長 ⑮ 5,000 円
2:7				3	13/5/79						長 ⑯ 1,000 円
2:7				3	13/5/79						長
2:7				3	13/5/79						長
2:7				3	13/5/79						長

※ 備考欄には記入しないで下さい

1. 本人 (本人用)
2. 三人 (3歳未満児)
3. 本人 (家族用)
4. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
5. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
6. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
7. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
8. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
9. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
10. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
11. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
12. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
13. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
14. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
15. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
16. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
17. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
18. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
19. 本人 (高齢者・老人介護付入院)
20. 本人 (高齢者・老人介護付入院)

(記載等のご注意)

- この請求書は医療機関と併用の医療費請求書、⑩・⑫・⑬・⑭の公費負担医療に使用し、大阪府国民健康保険団体連合会へ提出する。
- 2枚以上になる場合は、⑩・⑫・⑬・⑭を記入し、2枚目以降も捺印する。
- 「入外」欄は、該当する数字を○で囲む。
- 「診療年月」欄は、当月分を記入の必要はないが、月並みのときは記入する。
- 「請求点数」欄は、合計点数を記入する。
- 「公費分点数」欄は、結核・精神通院・療養介護等の公費負担医療がある場合は、その点数を記入するとともに、「備考」欄に法別番号10、21、51等を記入する。
- 「受給者負担金額」欄は、平成16年11月1日から逆算番号⑩、⑫、⑬、⑭の公費に対し発生した自己負担金額（1日500円/月2日）を記入する。
- 「受給者負担金額」欄は、1日につき500円までとし、500円以下の場合には四捨五入せず1円単位で請求してください。（月2日まで）
- ⑩・⑫・⑬・⑭は、医療機関職員負担を公費で負担する場合のみ記入するとともに、受給者の負担の無い場合は「0」と記入する。
- 長期高額療養費の高額療養費該当者は、⑮欄の「長」を○で囲み、請求額に10,000又は20,000と記入する。

【備考】欄の記載方法

- ① 日雇特例被保険者及びその被扶養者で特別療養費受給票（法別番号04）の該当者は「⑩特別」と記入する。
- ② 結核予防法第34条（適正医療・法別番号10）、障害者自立支援法による更生医療（法別番号15）・育成医療（法別番号16）・精神通院医療（法別番号21）・療養介護医療及び基準該当療養介護医療（法別番号24）、特定疾患治療研究事業（法別番号51）、小児慢性特定疾患治療研究事業（法別番号52）、あるいは児童福祉法による障害児施設医療（法別番号79）の適用となる患者の場合は、公費分点数（結核・精神通院等）欄に、結核等にかかる点数を記載し、備考欄には該当する公費の法別番号（⑩⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳あるいは㉑）を記入する。なお、患者負担がある場合は、患者負担額も記入する。
- ③ 結核予防法第35条（命令入所・法別番号11）の適用となり、自己負担が生じる患者の場合は法別番号11及び患者の負担額を「⑮ 円」と記入する。（結核予防法指定医療機関）
- ④ 長期高額療養費患者の高額療養費該当者で、人工透析を要する慢性腎不全患者のうち、70歳未満の上位所得者については、備考欄に20,000と記入し、それ以外の者は10,000と記入する。